

文化審議会博物館部会
法制度の在り方に関するワーキンググループ（第6回）

令和3年8月5日

【稲畑補佐】 時間となりましたので、第6回の法制度ワーキンググループを開始させていただきたいと思います。

本日は、青木委員が御欠席でございます。事務局も、次長の矢野と、審議官の中原が欠席でございます。課長の平山と、企画調整官の平木と、私、補佐の稲畑が事務局におりますけれども、課長の平山は途中で中座させていただく場合がございますので、御了承ください。

それでは、座長の浜田先生、司会をお願いできますでしょうか。

【浜田座長】 皆さん、おはようございます。ただいまから文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループの第6回を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。前回、5月14日の会議から少し時間が空いてしまいましたが、この間、事務局から「審議経過報告」に関する御意見を伺うメールが皆さんのお手元に届いたかと思えます。

5月28日に、親部会であります博物館部会の第3期第1回の会合が行われ、「これからの博物館に求められる役割」について論議がなされました。このような部会における論議と、本ワーキンググループにおける制度に関する具体的な部分について取りまとめましたものが、本日の資料1としても配付されております「審議経過報告」となります。

本日の会合と、本日に続いて来週11日に開催を予定しております次回のワーキンググループでは、この「審議経過報告」に対しまして、博物館法の対象となる様々な館種を代表する団体の皆様に、ヒアリングという形で御意見を伺っていきたいと思っております。

各団体の皆様からは、事前に書面での御意見を頂いておりますが、本日は、早急な検討が必要となります博物館登録制度に対する御意見を中心に、特に強調したい点について、口頭でも御説明を頂きたいと思っております。

各団体からの説明の後、団体ごとに簡単な事実確認のための質疑の時間を設けますが、意見交換につきましての時間は、本日お越しいただいている皆様に一通り御説明いただいた後に、別途設けております。そのために、委員の皆様におかれましては、論議すべき内容に

関する御質問や御意見等は、こちらの後半で御発言いただくようお願いしたいと思いません。

本日は、お声がけした団体の中から、まず全国美術館会議、次に日本動物園水族館協会、更に日本水族館協会、そして日本植物園協会、更に日本プラネタリウム協議会、この5つの団体にお越しいただいております。

また、全国歴史民俗系博物館協議会からは、書面での意見を頂いております。

まず、事務局から、論議の前提となります「審議経過報告」について簡単に説明をしていただき、内容を共有した後に、議事次第の記載の順番に御説明をお願いしたいと思っております。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。お手元に資料をお届けさせていただいていると思えますけれども、これの1ページ目、資料1を御覧いただけますでしょうか。

文化審議会博物館部会の審議経過の報告として、「博物館法制度の今後の在り方について」と題した報告を7月30日付で決定させていただいております。本日のヒアリングは、これについて御意見を頂くということで、簡単に内容について御説明いたします。

審議経過報告は、大きく3つのパートに分かれてございます。

1つ目が、1番、2ページ目から、「これからの博物館に求められる役割」と題した章でございます。2つ目が、10ページから登録制度についての章、3つ目が、15ページから、学芸員制度に関する章、この3つのパートで構成されてございます。

この法制度の在り方ワーキンググループでは、主に登録制度、学芸員制度の2つのパートについて具体的な議論を行ってまいりましたけれども、親部会である博物館部会において、先ほど座長からも御説明があったとおり、最初の第1章である「これからの博物館に求められる役割」というものを議論してまいったという次第です。本日、ヒアリングにお越しいただいている皆様には、これは7月30日、ごく最近に決定されたものですが、部会で議論された1章の概要と、当ワーキンググループで部会に報告した2章、3章の内容を、事前に、1か月ほど前に暫定的にお送りして、それに対する意見を頂いております。それ以降、委員の皆様から修正の意見を頂いたり、統合作業を進めたりとか、そういう中で若干文言が変わっているところもございますので、もしヒアリングの皆様からの御意見に、現在の審議経過報告とは違う内容が含まれていたら、そのような時差による齟齬だというふうに御理解ください。現在の議論の前提は資料1の内容ですので、その前提で御議論いただきたいと思います。

いうふうに思います。

内容を簡単に御紹介いたします。1番、これからの博物館に求められる役割として、これまでの国内外で行われてきた議論を復習しつつ、8ページを御覧いただきますと、議論の総括として5つの方向性について提言を頂いております。

1つは、「まもり，うけつぐ」，資料の保護と文化の保存・継承。

2つ目が、「わかちあう」，文化の共有。

3つ目が、「はぐくむ」，未来世代への引継ぎ。

4つ目が、「むきあう」，社会や地域の課題への対応。

5つ目が、「いとなむ」，持続可能な経営。

これまで伝統的に博物館の基本的機能だと言われてきたものに加えて、例えば4番でありますとか、5番でありますとか、新たに付け加えられている役割を加えて5つの方向性として御提言を頂いているということでございます。

続いて、10ページから登録制度についてですけれども、登録制度の現状の課題を3点挙げております。

1つは、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている。

2点目は、審査が外形的な基準によって行われている。

3つ目は、歴史的な経緯から、登録にかかるインセンティブが非常に少なくなっているということを現状の課題として挙げさせていただいております。

これにどのように対応するかをこのワーキンググループで議論いただいていたところですけれども、11ページ、新しい登録制度の方向性として、この登録制度はどうあるべきか御提言いただいております。

12ページから具体的内容が書かれておりますけれども、簡単にかいつまんで申し上げますと、設置者の法人類型による制限をできる限りなくすというのが1つの方向性でございます。

もう1つは、審査基準は、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価するものへと転換すべきであるという御提言を頂いております。

審査については、引き続き、国及び都道府県、指定都市が担っているという結論ですけれども、他方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる観点から、第三者組織が一定の関与を行う必要があるという御提言を頂いております。

関連して、審査の状態、質を問う審査に転換するという観点から、その質を維持するとい

う意味で、審査時の状態を維持・向上させる仕組みとして、更新制などの導入を検討すべきであるという御提言も頂いております。

最後、14 ページとして、これに連動した登録のインセンティブがない、登録する人が増えるわけではないとして、ここが重要な検討事項になるという御指摘も頂いております。

15 ページからの第3章、学芸員制度では、一言で申しますと、学芸員制度については、ステークホルダーが多いため、拙速な議論を避けて、実態の把握を行いながら中長期的な課題として引き続き検討していくという結論を現時点では頂いているところです。

従いまして、学芸員制度については、引き続き、中長期的な議論を行いますので、本日の部会では、第2章の登録制度を中心に議論をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、この審議経過報告についてのヒアリングに移りたいと思います。

最初に、全国美術館会議より説明をお願いいたします。

【全国美術館会議（安田氏）】 はじめましての方もいらっしゃいますけれども、奈良県立美術館の安田です。一応、全国美術館会議の代表的な意見をここで述べるということを仰せつかりました。

資料の方は20ページと21ページについておりますけれども、その冒頭にも書きましたように、全国美術館会議の組織としてのまとまった意見にはまだなっておりませんで、取りあえず、会員から集めた意見をある程度集約して、しかし、矛盾した意見も併記する形での、やや羅列みtainな形になっております。

その中で、ここは外せないだろうというところについて簡単にポイントを口頭で申し上げたいと思いますが、最初に、今日は、ほかの館種の方もいらっしゃいますので、我々美術館にとっては当たり前だけれども、改めて強調しておきたいことから始めます。

つまり、美術館というのは、まずコレクションする、収集保存するものが、美術品、芸術分野のものであるということで、例えば動物園などの場合ですと、生き物という種を集めて保存するというお立場だと思っておりますけれども、美術館の場合は、美術品という個体を集めて保存する。それらを次の世代に継承していくために、時には修復・修理もしながら、大事に守っていく、そういう収集保存の立ち位置というのがまず大前提としてあるということは、一応改めて強調しておきます。

その上で、我々としては、まず、やはり現在の博物館法に規定されているような社会教育法から引継いだ社会教育施設という側面、これは変えるべきではないだろうというのが大方の意見です。

もう1つは、非営利組織であるということ。特にICOMの現在の博物館の定義にはっきりと書かれておりますけれども、非営利的な活動を行う施設、機関であるということ。ここは絶対譲れないだろう。これが登録認証のときにも重要になってくるかと思います。

それともう1つ、現在の博物館法の定義に、一応、博物館の活動として調査研究というのが挙げられておりますけれども、実態として、我々美術館学芸員、公立の館によっては、行政職であったり、研究職であったりばらばらですけれども、しかし、実際のところ、研究活動を行うという意味で、いわゆる科研が取れない。調べたところ、科研が取れる研究機関として認められている美術館がゼロではないんですけれども、しかし、大多数の館はそうならないところで調査研究活動をするということがうたわれている以上、そういった科研につながるような指定、そこまで踏み込んだ形での博物館法の改正というのは是非お願いしたいというのが、これまた、ほぼ一致した意見ではないかなと思います。

そこで、この博物館の設置主体に関する話なんですけれども、もちろんこれは、現状と現在の法が合っていないというのは確かなんですけれども、では、どこまで広げるかというところで、ここがちょっと意見の分かれるところなんです。例えば私立美術館に関して申しますと、私立美術館の多数派は、公益財団法人もしくは一般財団法人です。中にはもちろん株式会社立のところもあることはありますけれども、大多数は財団法人化している。そういった美術館の現状を考えると、一気にそこまで広げるのか、あるいは広げてもいいのではないかとこのところで、そこはもう両論あります。ただ、いずれにしても、広げた方がいいけれども、やはり慎重さ、そのためのしっかりとした、登録審査の認証基準の設計というものが必要である。そこでやはり非営利の活動をしているところであり、調査研究、教育、保存、そういった美術館の活動をしっかりやっているところであるということは外してはいけないだろうと思います。

それともう1つ、提言の中にもありましたが、現在の登録制度の登録博物館が少ない理由、特に公立美術館の現場からは、登録のメリットというものを実感できないという声はかなりありました。

私立の場合ですと、登録博物館だったおかげで有利だったことがないわけではありませんが、実は私も公立と私立と両方経験しておりますので、その辺の感覚の違いというのは自分

で体験しているんですが、私立の場合は、例えば公益財団法人になった場合は税制上の優遇措置等のメリットがある。もちろん公益財団法人制度もかなり制約の多い制度であります。結構難しい部分もあるんですが、それでもなおかつ私立美術館の多くが公益財団法人の認可を受けているということは、やはりそのメリットも大きいからかということで、そういった登録のメリットがしっかりしていないと、せっかく制度をつくっても、今の登録博物館のように登録するところが少ないのではないかという声が、特に公立の人からは聞かれます。ただ、税制に関することとかが、この博物館法という法の枠組みの中で落とし込めるのかどうかはまた別の話だと思います。

メリット関連で言えば、文化財保護法に基づいて設けられている公開承認施設の制度、こういうものをリンクさせるというのはあるかと思います。あとは、実際にその登録認証の基準、その審査基準をどうするということで、この辺は本当にいろいろな意見があるかと思えます。ある程度は、例えば外形的な基準も必要であろうという声もありました。その中には、これは学芸員の資格の問題とも関わってくるんですけれども、まず、学芸員の雇用形態の問題。特に今回、非常勤学芸員からかなり切実な声というのも実際上がってきておまして、やっている仕事の質や中身は変わらないのに、非常勤であるがゆえの、いろいろ待遇面のこととか、その辺も含めてどのような人員の配置をするのかとか、施設の管理の体制であるとか、できる限り、きっちりと書き込んでいける範囲で書き込んでいただいた方がいいのではないかという声が多々あります。

それと同時に、学芸員資格の方とも関わりますけれども、その学芸員の枠組みについては、これは提言の中でも触れられていたように、いわゆるエデュケーションであるとか、レジストラであるとか、いろいろな専門職の多様性、それが現実であり、学芸員という1個の資格では収まり切れない、あるいは定義し切れない、そういう現状がありますので、その辺は、やはりきちんと明記して、多様な専門職員の配置が必要ではないでしょうか。

その一方で、大規模な館があったり、小規模の館があったり、大規模の館だと、多数のそういったいろいろな専門職を配置できるだろうけれども、小規模な館だと、なかなかそうはいかないという現実も確かにあります。ですので、提言の中にもあったような、ネットワーク化というのでしょうか、大きな館から小さな館への何らかの応援であるとか、人的な交流であるとか、そういう形で小規模な館の活動を助けていくようなネットワークの形成というものをしっかりした方がいいのではないかと考えられます。

さらには、小規模の館で勤務している学芸員のレベルアップ、スキルアップのための研修

であるとか、そういった人材交流，人的資源の底上げのところをはっきりと，ある程度，システム化，制度化していってもらわなければならないかなというのが大勢を占めておりました。

それと，ワーキンググループとかの議論の中でもありましたけれども，例えば上級学芸員などを配置するという考えについては，現場の美術館学芸員の感覚としては，その必要性はないのではないかなというのがやはり大勢を占めておりました。

時間の制約もありますので駆け足になりますけれども，大まかなところは以上かと思えます。どうもありがとうございました。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容について，委員の皆様から，事実関係の確認等でもし御質問がありましたら，挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

そうしましたら，続きまして，日本動物園水族館協会より説明をお願いいたします。

【日本動物園水族館協会（成島氏）】 皆さん，おはようございます。私は，日本動物園水族館協会専務理事をしております成島と申します。よろしくお願いたします。今日は，こういう機会にお誘いいただきまして，ありがとうございます。

まず，博物館法全体についてですけれども，日本には，動物園法とか水族館法という動物園，水族館を規定する，あるいはサポートする法律がありません。博物館法は我々の唯一の拠り所になるわけですけれども博物館の定義として，ここにも書いてありますように，第2条の第1項で，「歴史，芸術，民俗，産業，自然科学等に関する資料を収集し，保管（育成を含む）」というところで，「育成」ということから，植物とか動物とかというものが読み取れます。動物園，水族館，あるいは植物園も博物館の一種だということを言っているわけですが，なかなかそれが一般の国民には伝わらないというところがありまして，是非法律の文言の中に，動物園あるいは植物園という名前を入れていただきたいというのが長年の希望であります。

現在，「動物の愛護及び管理に関する法律」というものがございまして，これは環境省が所管していますが，ここで，動物園，水族館は，博物館ではなくて動物取扱業という業者としての扱いを受けています。業者として，いろいろな規制を受けているわけですが，実際は，種の保存とか，あるいは環境教育とか，社会教育とかをやっている施設でございまして，この辺も実態にそぐわないということで，我々としては，動愛法とは別の次元で，

別の法の中できちんと動物園、水族館を定義していただきたいというふうに思っています。

お手元の資料3の22ページの今の博物館法について最後のところで変換ミスがございまして、「同部t取扱業」となっていますが、これは「動物取扱業」の誤りです。失礼いたしました。

続きまして、登録制度でありますけれども、ちょっと古いですが、2018年12月末現在の調査では、私ども日本動物園水族館協会に、当時は151の施設が加盟していましたが、登録施設が11、動物園が2、水族館が9です。相当施設が75、動物園が44、水族館が31ということで、全体として見ると、登録施設は7.3%、相当施設は49.7%ということで、半分ほどが博物館の意識を持って運営しているということになります。

先ほどの安田先生のお話にもありましたが、やはり登録してもメリットが考えられないというところが大きなところですね。審査が外形的な基準によって行われているということから、より機能とか質を伴うものに変更していくことは、まさしくこれからの時代の流れだと思います。この方向で進めていただきたいと思います。

また、認証制度への転換ということも、そのとおりだと思います。私ども日本動物園水族館協会では、現在、加盟時には審査がありますが、1度入会すると、もう永久に会員である、もちろんいろいろな御事情で退会されるところはございますが、基本的には、よほど倫理的な瑕疵がなければ、そのままメンバーであり続けられるということですが、やはり時代時代によって、動物園、水族館に求められる社会的な要望というのは違うわけですね。ある程度期間を区切って更新していくということが大切だなと考え、我々の方としても、当面は10年で見直しを図っていきたいという方向で、今、検討しているところでございます。

世界動物園水族館協会というところがございまして、ここが動物福祉を主に考えているんですけども、動物福祉を中心に、それぞれの加盟施設がきちんとやっているかどうかということをチェックする作業を行っています。そのチェックをする期間について、我々は10年という意見を上げました。ただ、アメリカとか、ヨーロッパとか、あるいは東南アジアにある動物園協会は5年を主張していて、どちらかというところ、大きな流れでは5年という方向にあります。読ませていただいた博物館法制度の今後の在り方では10年程度とお考えになっているようですが、動物園、水族館の方では、より短く5年ぐらいで見直しをいかなければいけないというような方向に国際的にはあるようです。我々としても、その認証作業がかなり煩雑だということで、当面は10年が良いと考えております。

それから、ネットワークの形成による振興についてということがございますが、これにつ

いてはまさにそうだなということで、生き物を扱う植物園、あるいは自然史系の博物館とネットワークの構築を進めるとか、あるいは動物園だから、水族館だからといって、動物だけに限るわけではなくて、文学とか美術も関係してくる、いろいろな方面の関係する博物館施設との連携をサポートする法律になると良いと思います。

登録施設に対するメリットですが、やはり明確ではありません。安田先生が民間の施設の場合は税制のメリットなどがあるとお話しされていましたが、動物園も水族館も同様です。大半が公立の動物園ですので、あまりメリットは考えられない。ただ、我々の仕事としては、希少動物をやり取りして種の保存に貢献しているわけですが、動物の移動が法的な関係で煩雑になっています。やはり登録された施設ならば、書類は簡素で、後で動かしましたよというような届出ぐらいで済むような、そういうことを考えていただきたいと思います。

また、先ほど科研費についてもお話がありましたが、動物園水族館の中にも幾つか、本当に僅かですけれども、認定されて科研費を取っているところもありますが、ほとんどはないということで、やはり研究施設に位置づけるならば、科研費についても、登録されれば、それはオーケーだというふうになっていただきたいなと思います。

あと、全体的な課題として、デジタル化が挙げられておりましたが、動物園、水族館は、やっぱり生の動物を見るのがとても大切だと思います。バーチャルリアリティで伝えられるところはもちろんあると思いますが、それが主流ではないということで、あくまでもデジタル化等々は、動物園、水族館の生の動物を見た上での補助的なものとして位置づけるものだというふうに考えております。生でなくても、バーチャル技術によって迫力あるようなものを多分つくれると思いますが、これが主になってしまって、そっちの方に人が流れてしまうと、やっぱり本来の動物が持っている魅力は伝えられないなというふうに危惧しています。

最後になりますが、学芸員制度についてであります。動物園、水族館で学芸員として資格を持って働いている方がおりますが、組織として学芸員として採用しているということが皆無に近いと思います。こちら辺も今後の課題だというふうに考えています。

日本動物園水族館協会からは以上でございます。ありがとうございました。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた内容につきまして、委員の方から、事実関係の確認等がもしありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そうでしたら、続きまして、日本水族館協会より説明をお願いいたします。

【日本水族館協会（大山氏）】 皆さん、おはようございます。日本水族館協会事務局の大山と申します。よろしくをお願いいたします。

水族館といいますと、皆様、どちらかというところ、娯楽施設的なイメージ、印象を持ちの方が多いのではないかと正直思いますが、実を申しますと、水族館で働いている職員、飼育のスタッフであるとか、特に最近では、大学卒、大学院卒も増えておりまして、その中で学芸員の資格を持っているスタッフは案外多くて、博物館的な視点で資料を収集整理するという考え方を持っている人間も、現在、非常に増えてきております。ただ、水族館としての日常では、なかなか本質的な技術を生かせないというところはございます。

今回の博物館法改正に関する区分で、特に登録に関して、前出の2団体の皆様からもありましたように、まずはそこに登録することの意味づけが見えない。利益が分からないという部分は非常にあると思います。法律ですから、改正として、よりよい方向に進むために、まず枠組みをつくりましょう、いい形をつくって行って、そこに整理していくというのは十分に理解できるので、そのことに対して全く異論はございませんが、やはり博物館であれ、博物館になる、ならない、水族館、動物園、美術館、いろいろありますけれども、その中で、やはりその施設が何を目指して、どんなことをやって、何を伝えようとしているのかという社会教育施設としての質をきちんと基準を設けていただき、その基準に対して規制なり規定なりをつくっていただいて、博物館となることを望む施設に対して、きちんと支援と、助成なり補助をできるような、そんなシステムであっていただければ、現在、博物館となり得ないような施設でも、今後、博物館となっていくのではないかと、そういうことによって、多分、博物館という土壌、ベースが広がっていくのではないかなというふうに考えています。

また、博物館になろうとする施設に対するインセンティブ、あるいは国の認証、それから博物館になるためのインセンティブというものを話として必要であるということとは間違いないと思うんですけども、同時に、お客様、利用者である国民の皆さんが、その施設が博物館であるということに意義を感じられるようなシステムも必要ではないかなと思います。

例えば、水族館 A、B があったときに、A が国に認められた、認証された、登録された博物館であり、B がそうではないとしたときに、そこでみんなが、認証された方に行った方が

いろいろなことが分かるよとか、何かが得られるよとかというのが明確に分かれれば、国民からのそういった博物館であること、そういう活動をしていることに対するデマンドも出てくるのではないかなというふうに感じます。なので、施設側と受益者側の両面に対するインセンティブというものを考えた上での認証制なり、登録制なりになっていけば、非常に底辺が広がるのではないかなというふうに考えています。

学芸員ということに関しましては、先ほど申しましたように、水族館の中は案外学芸員が非常に多く働いておりまして、水族館というのは、日本は海の多い国で、陸地の少ない国で、水族館の活動というのは、地元の漁業者からのサンプルの提供ですとか、それからストラレンジングや打ち上げなどいろいろなことがあって、新しいサンプルというものに対峙する機会が多いのです。この中で実際に水族館職員としてこのサンプルに携わる、あるいはまた、近隣の県立あるいは自治体立の博物館と共同して、いろいろな新しい発見に携わるということがありますので、学芸員という考え方は非常に広く受け入れられている。ただ、今、この先検討されている学芸員ありきという考え方は、私はいかななものかなという感じもいたします。学芸員である前に、やはり博物館の専門職のスタッフは、その道のエキスパートであり、プロであり、スペシャリストであるというのが先にあって、その上で学芸員ということであれば意味づけもあると思うのですけれど、まず知識もない学芸員、大学を出ただけの学芸員であったり、試験に受かっただけの学芸員が説明できること、伝えられることは限定的になってしまうのではないかなというふうに思いますので、その辺りの順序立てとか、考え方というものも、もう1回整理した方がいいのではないかなと思いますし、それから上級学芸員ということに関しても、これはむしろそれぞれの組織の中で、きちんとどういった組織体制をつくるのか。そして、これに対してランクがつくのならば、それはそれでその組織の中の立てつけであって、そこに国として博物館法の中から何か支援できるのだったら、それはもちろんありがたいことだと思います。

審査に関してです。第三者組織が必要だということは私も賛成いたします。ただ、この第三者組織というのは、ただ審査をするための審査機関であってしまっただけでは、それほど意味がなくなってしまっただけで、むしろ第三者組織があることによって、その博物館になろうという意思を示した施設が、支援されたり、指導されたり、次のステップに進むための補助をしてくれる、後押しをしてくれるような第三者組織があってくれれば、全体の質がゆっくりとでも上がっていくだろうし、それに対するインセンティブに関しても、一律に全て上げるというわけではなくて、段階的にそのステップに上がったらかうなっていくよというようなシス

テムがあってくれた方が分かりやすいし、無理がないのではないかと思います。

それから、その第三者組織にしても、博物館という施設の根幹的なオペレーションを指導したり、見たりするグループと、現在、多様性のある美術館、動物園も、水族館も、植物園も、プラネタリウムもいろいろありますけれども、これらに対して専門的な部分でのサポートができるグループも、それぞれ個別に必要なのではないかなというふうに思っています。

先ほど、日本動物園水族館協会の成島様からも WAZA の再認証、再審査のことを触れられていますけれども、私は前職でカナダのバンクーバー水族館に 20 年ほど勤務しております、その間に 4 回ほど、AZA (Association of Zoos and Aquariums) という組織の再認証課程を見てきています。これはやはり 5 年に一度なんですけれども、なかなか厳しいものがありまして、AZA から派遣されてくる審査団、第三者組織ですが、これは大体、加盟館のそれこそ館長あるいは事務長、いろいろな専門のエキスパートのトップレベルの方たちが、運営グループとして送られてきて、1 週間ほど施設に滞在していくんですけれども、その中でそれぞれの専門家が、財務だったり、教育だったり、展示だったり、飼育だったり、そういったことに対して、それぞれかなり厳しく突っ込んで調べていきます。あるいは、館内を自由に歩いて、そこを歩いている館のスタッフに対してランダムなインタビューを行ったり、そういったことをして、その施設で改善が必要なことが分かれば、その部分を指摘してくるし、足りないことがあれば改善命令を出す。改善命令を出されて、これを改善することが可能であるという事であれば、一旦再審査にパスします。ただし、その次の時点の、その 5 年後の次回の審査のときに、改善命令が出された部分が改善されていない場合には、会員資格剥奪の危機に陥るといようなこともございますので、実際現場では 5 年前からこの日が来るのが分かっていたのに、なぜ今じたばたして直しているのかなどということを実際になって毎回やっていましたけれども、そのくらいプレッシャーがかかって、そのことで、やっぱりいい施設にしていこうというような動きが出てくるのも事実なので、子供たちや学生さんのテスト前の勉強ではないですけれども、やっぱり施設としてもそういうことはあるんだなと思います。

ということで、基本的に博物館法を改正するというこの動きと考え方には私も賛同しておりますし、これがよりよいものになっていくための一助というか、日本の水族館を含めた博物館の、ここにもありますように、底上げや発展につながっていくような法改正があってくるといいなと考えています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

御説明いただいた内容につきまして、委員の方から事実関係の確認等がございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、日本植物園協会より御説明をお願いいたします。

【日本植物園協会（中田氏）】 よろしくをお願いいたします。

日本植物園協会は、今、正会員が120ほどありますが、登録制度について、をメインにお話しする以前に、植物園の特性と申しますか、多様性ということについてちょっと御説明させていただきたいと思えます。植物園は、法律で設置が義務づけられた大学薬学部の附属薬用植物園であるとか、観光・レジャー的な施設であるとか、研究中心の施設であるとか、非常に多様でして、資料5の30ページの表にあるとおりでありますが、そういったものを取りまとめて意見を集約するということではできません。今回申し上げるのは全体を俯瞰した上での私の個人的意見ということになります。

植物園については、資料5の30ページの四角で囲んだ中に、「博物館として当初から位置づけられている」というふうにあります。実際には、多様であることから、必ずしもそうであるとは言えません。博物館法に規定されているような一般公開しているかという点では、していないところがあったり、あるいは調査研究を行っているかという点、半分程度しかやっておらず、しかも組織的にやっているのは、その中の更に半分ぐらいという状況で、博物館法で全ての植物園を博物館として位置づけることはかなり無理があると思っております。

現実に博物館法にある3つの活動をきちんとやって、総合植物園として博物館的な活動をしている園も7%ほどありますが、一般の皆さんには、植物園を博物館としては見てもらっておらずに、きれいな花とか珍しい植物がある公園というふうなイメージが定着しております。この辺が問題だと思えますが、植物園協会ではこういった多様性を損なうことなく植物園を取りまとめていく必要があるということになります。

登録制度につきましては、現実を申し上げますと、植物園協会の会員園の中には登録博物館はありません。非会員園の中では2園ほどございます。そのほか相当施設、類似施設は資料5の31ページのグラフにあるとおりでありますが、ほとんどが指定されていないというのが現実です。その理由としては、教育委員会所管でないということになるかと思えます。

登録博物館である植物園は、現在2つありますが、この2園は、植物園協会には加盟して

おられません。文献によりますと、植物の専門家としての学芸員が不十分で、博物館法が理想とする植物園運営がなされているか疑問があるというような指摘もされています。

逆に、国立科学博物館という国の博物館の一部で、日本の植物園の中でも代表的な園として、植物園協会の中で指導的に活動していただいている筑波実験植物園、これが登録博物館でなく相当施設になっております。

そういうことで、登録とか、相当、類似というような何となく格付的な分類をされている現実と、実情とが非常に乖離していて、こういう名称も含めた登録制度には問題があるのではないかというように思っております。

このような登録制度自体の問題としては、登録あるいは相当施設となることのメリットが全く感じられないということにして、中間報告であるように、インセンティブをできる限り拡充するということが必要かというふうに思います。

具体的に言いますと、例えば、いわゆる種の保存法という法律の中では、認定希少種保全動植物園等という制度が設けられていて、これに認定されると、原則禁止されている希少種の譲渡などが植物園間で行えるようになるというメリットがあります。このような、直接植物園の活動、運営に結びつくような制度上の優遇措置が必要ではないかと思っています。

最後に、学芸員制度についてですが、学芸員の数を調べた古いデータによると、技術系職員の3%ぐらいしかいません。学芸員が複数いる園を調べても、そのうちの半分以上の園では1人しかいないということで、植物園において学芸員の数は極めて少ないというのが現実です。

その原因としては、植物園で要求される経験・能力というものが、学芸員の資格とはほとんど関係を持っていないということが考えられます。実際に植物園で経験を積んだ職員が、審査認定によって資格取得を行うこともできますが、それも学芸員になることのメリットがないということで、非常に時間のかかる学芸員資格取得の手続を避けている傾向があるのではないかと思います。その代わりに、樹木医であるとか、学位とか、より直接的に関係のある資格を取る傾向が見られます。

それから、植物園は学芸員という名前で職員を呼ぶことがほとんどありません。肩書に使われておりません。これは植物園の方で職名に併記してそういう名前を使うというを行う必要があるのかもしれませんが、植物園も博物館であるということを社会的に認知させるようなことが制度的に必要であって、特に処遇改善に関して、学芸員という資格を持つことによって、よりステップアップできるというような制度がもしあれば、もう少し学芸員

の資格も有効になると思います。

ちょっと駆け足ですが、以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

御説明いただいた内容につきまして、委員の方から、事実関係の確認等がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、日本プラネタリウム協議会より説明をお願いいたします。

【日本プラネタリウム協議会（渡部氏）】 皆さん、こんにちは。日本プラネタリウム協議会の総務理事をしております渡部と申します。本務は、大阪市立科学館の学芸課長代理です。

お配りさせていただいた資料でございますように、プラネタリウムということでお話をするんですけれども、プラネタリウムというのは、単独でプラネタリウム館、プラネタリウム施設というところは、実は、全くないわけではないんですけれども、それほど多くはありません。ほとんどの場合は、何らかの施設の一部、何らかの館の一部としてプラネタリウムを設置するといったことになっております。

33 ページの方のグラフがあるんですけれども、ちょっと小さくて見えにくいかもしれませんが、博物館や科学館に併設されているプラネタリウムというのがやっぱり全体としては確かに多いんですが、4割ぐらいです。残りは、天文台、これも科学館的な施設とっていいんですけれども、そこに併設されているものもありますが、公民館であるとか、文化会館、あるいは図書館、児童センター、児童館等に併設されているプラネタリウムというのが非常に多くなっています。それも小さいものだけではなくて、かなり大規模なプラネタリウムでも児童館にあたりとか、あるいは公民館にあたりといったことがございます。これは1つの特徴でして、博物館の中にプラネタリウムがある場合は、プラネタリウムというものを考えるときに、博物館全体として私たちが登録を目指すとか、しっかりやっていく。あるいは行政の方からも、博物館だからということで当然考えられるということで問題はないんですけれども、そのほかの施設の中にあるプラネタリウムに関して、日本プラネタリウム協議会としては、仲間ですので、どういうふうに考えるかということをちょっと強くここではお話をしたいなと思っております。

まず、プラネタリウムなんですけれども、全体で9割以上が公立です。日本の場合、9割以上が公立で、東京だけはちょっと特異で私立の施設が目立つんですけれども、それ以外の

地域ではほぼ公立の施設がほとんどでございます。

ただ、私立の施設でも、商業テナントの中に入っている、例えばスカイツリーの中にプラネタリウムがあったりするんですが、そういう施設であっても、かなり科学普及であるとか科学教育、博物館的なことを志向しながら営業、運営をしているというのが実態としてはあります。

こうしたほかの運営体の一部でありながら、それぞれのプラネタリウムで、博物館が目指すような生涯学習施設、社会教育施設としての役割を果たそうとして、しかも専門的な役割を果たそうとして、それぞれの人たちが努力をしている、運営しているというのが実態としてはあるんですけども、特に公立はそうですが、行政の中で、これは博物館だからというふうなことで扱われるものと、文化施設、公民館の中の一部門としてあるよというものでは、これは全然話が変わってきます。場合によっては、体育館のスポーツセンターの中にプラネタリウムがぽんとあって、あるいは劇場、ホールの中にプラネタリウムが1個、ホールの中に特別なホールとしてプラネタリウムがあったり、そういうケースも多々ございまして、そういったプラネタリウム館は、言うなれば、何か法律的な裏づけがあるとかということで設置されているわけではない。

前に日博協のシンポジウムというか、会の方で御紹介したことがあるんですけども、なぜそんなことになっているかという、1970年代から80年代ぐらいにかけて、学校の先生たちが、理科の授業にプラネタリウムが欲しいということで、それぞれの地域でかなり運動されて、あるといいなと、隣の町にできたんだから我が町にも欲しいなということで相当運動されました。行政としては、何らかの理由をつけてプラネタリウムを設置してくれました。プラネタリウムは1つの装置、施設があれば、取りあえずは、もう体制としては整いますので、いろいろなものを集めなくてはいけない博物館とか、動物園や水族館に比べて、より簡単に設置ができるという面がありますので、それでこういった状況が生まれました。ただ、学校の先生たちの期待によってできたものですから、教育というものを志向しながらやっている館がほとんどであります。

そのような状況の中で、今回の提言を見ていきますと、1つは、1、これからの博物館に求める役割に関しては、もうペーパーの方に書いたことだけで、もうこれ以上言わないことにします。

2の方、登録制度についてなんですけれども、現行の登録制度にはめますと、プラネタリウムでもって登録にかかるというのはなかなか単独では厳しいかなと思います。まして、公

民館の中にあるプラネタリウムが、登録あるいは相当施設になるというのは相当難しいです。仮に研究をやっている、資料を持っていても厳しいし、もともとプラネタリウムというのは、プラネタリウムそのものが1つの資料であり、展示装置です。その一資料だけで成り立っている博物館というふうに言い切ってもいいかなというような実態も中にはあります。どちらかというところ、そこでどういう運営をするか、どういう継承をしていくか、プラネタリウムの機械が仮に変わっても、そこで行われていく教育活動、そういったものがノウハウあるいは蓄積を持って継承されていくということに価値があります。伝統の施設というのはそういうところがしっかりしていて、非常にいい内容の様々な活動をプラネタリウムで見せるだけではなくてやっているというようなことがありますので、そういった文化財というか、知財と言っているのかどうか分かりませんが、ノウハウであるとか、あるいはシナリオを作ったりとか、我々、番組を作ったり、そういった作業をするんですけれども、そういったものを何らかの認証の基準の中に入れてもらいたい。それがほかの博物館の登録と横並びである必要は必ずしもないかもしれませんが、ただ、行政の中でそれなりに主張するための準登録、相当でもないのかもしれませんが、何らかの認証制度があるというと思います。

現行では類似施設にもカウントされていない可能性があります。ちゃんと調べたことはないんですけれども、文科省の統計の類似施設の中に、例えば消防署の庁舎内にプラネタリウムがあったりするんですけれども、そういうものが果たしてカウントされているだろうかという疑問です。

この間、コロナ禍で、文化庁の方からいろいろな御案内がありまして、我々もすごく助かっているんですけれども、そういった情報が全然下りてこない。全く知らない、上の部局から何も言っていないよという施設が非常に多くあります。今、全科協とか、いろいろなところから頂いていますので、私たち理事が、内容をみながら独自に転載して御案内をする形で皆さんにお知らせしているんですけれども、こんなものは知らなかった、そういうふうなルートの中に入っていないんですけれども活動している館がたくさんあるのがプラネタリウムの特徴です。

かつ、書きましたとおり、非常に大勢の利用者がいます。小さな施設でも年間1万人ぐらい利用されているというような実態がありますので、市民にとっては非常に大切な科学教育の寄り場でありますので、その辺りのずれというものを、この機会に少しでも解消できればなと思っています。

なお、そのときにどう審査をするかという話なんですが、プラネタリウムは、もう1つ特殊なのは、国立の大きなプラネタリウムが存在しない。都立にも大きなプラネタリウムは存在しません。なので、センター館というのが、はっきり言って、ない。世界で一番大きなプラネタリウムが名古屋市科学館ですので、世界で一番です。これは当然ながら中心的な役割を果たしているんですけども、しかし、もちろんナショナルセンターとして造られたわけではなくて、名古屋市民のために造られた施設です。なので、そういう意味では、我々の中からそういった審査体制を出していくのがなかなか難しいかなと思います。

どうやって解決したらいいんだろうかというふうになんかちょっと思いあぐねて、若干書かせていただきましたけれども、文化庁の中の一ポストの中のまた更にサブセットで構わないと思うんですが、プラネタリウム担当官みたいなものがあればいいかなというのも1つですし、あるいは、何らかの形で予算を少し頂いて、どこかの大型のプラネタリウムにそういう全国を飛び回る審査官というか、調査官的な人を配置する。ふだんはその大型の施設の中でいろいろな情報交流をしていただく。プラネタリウム協議会にも関わっていただくというふうな、そういうふうな考え方もあるかなと思っております。

最後に、もう時間ですが、学芸員制度について、3番なんですけれども、さっき言いましたように、特に小さな施設では、非常に担当が孤立しがちです。プラネタリウム協議会はそれを救うためにいろいろな手立てを設けて、会合、研究会を開いたりしているんですけども、新しいことを学んでいこうとしたときに非常に厳しいので、その辺りを何らかの形で保証するような制度があればいいかなと思っています。

また、学芸員の養成に関しても、非常にプラネタリウムに関しては不理解が多くて、これはしょうがないんですが、我々も発信をしてみたいんですけども、プラネタリウムというのは博物館ではないからねみたいなことを軽く大学の先生に言われてショックを受けてくるような学生もいますので、その辺りを是正していきたいかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明いただいた内容につきまして、委員の皆さまから、事実関係の確認等がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そのほか、本日は、全国歴史民俗系博物館協議会から書面での御意見を頂いておりますので、こちらは事務局から紹介をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。日程が合わず、全国歴史民俗系博物館協議会から書面で御意見を頂いております。資料 7, 通し番号で 37 ページです。簡単に私から御紹介いたします。

まず、登録制度についての御意見ですけれども、審査基準については、審議経過報告で書かれているような博物館としての機能や活動の質を重視することは首肯するけれども、その外形的な基準も捨て去る必要はなくて、一定の外形的基準は必要なのではないかという御指摘です。

2 点目が制度の理念と目的のところですが、そもそもこの大きな理念については同意するけれども、評価のための業務の増大は懸念されるという御意見です。

特にマンパワーの乏しい中小規模館は、審査と登録を受けるためのペーパーワークに忙殺される事態を招くことも危惧される。実際、大学では起こっているのではないかという御意見です。

さらに、方針を導入すると、更にこの懸念は広がるのではないかという御意見を頂いております。

次の 38 ページです。これまで皆様から御指摘いただいたとおり、この改正に伴う具体的なメリットについての議論が進められていないので、ここが重要だという御意見と、次のポツでは、博物館に期待される役割が大きく拡充している現状に鑑みれば、一律の登録という在り方がよいのかは検討が必要だという御意見を頂いております。

具体的には、評価を一律の博物館としての評価ではなく、多様化して、例えば基本的な審査項目に加えて、この追加的なバリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報、災害対応、etc.について、ポイント制度のような多様性を許容する審査の枠組みを検討してもよいのではないかという御意見を頂いています。

また、このような審査の情報を国が強力に広報することで、博物館の個性的な活動や強みを国民に発信することができるのではないかという御意見を頂いております。

制度の対象範囲については、設置者の法人類型による制限をなくしていくという方向は望ましい。他方で、公益性を重視すべき博物館と、営利を追求する株式会社とが相容れるのだろうかという疑問の形で御意見を頂いております。

審査体制・プロセスについては、審議経過報告とおおむね同じ内容の御意見を頂いておりまして、システムとしての審査は、引き続き、国及び都道府県、指定都市が担うことが適切であると考えている。ただ、審査の公平性、公正性、継続性の担保という観点から御意見を頂い

ております。

博物館振興策としては、博物館の基本的な機能に対する支援が必要であるという御意見とともに、ネットワーク化の観点からは、設置者の法人類型が広がることに伴って、その登録博物館が集積するエリアができる場合に、これらの博物館が連携して実施するにぎわいづくりなどの事業に対する支援を検討してほしいという御意見でございます。

最後に、学芸員制度についても御意見を頂いておりますけれども、実態を伴わない格付につながらないように十分に留意してほしいという御意見でございました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

今日は各団体の皆さんからの御意見をお伺いしまして、正に博物館の多様性を再確認したような印象を強く持ちました。

それでは、これから御意見を伺いまして、意見交換を行いたいと思います。

まず、御意見のある委員から、画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただきたく思います。また、オブザーバーの方につきましては、御意見を賜りたい際にこちらから指名させていただきますので、それから発言をお願いいたします。

では、委員の皆様から、まず御意見等ございましたら、挙手又は挙手ボタンをお願いいたします。

では、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 今日は、皆様、ありがとうございます。大変多様な状況が分かってよかったと思います。

それで、改めてですが、この登録制度ということを考えていくときに、これは文化庁さんにお聞きするのが適切かと思いますが、この登録制度を一切なくしてしまうというのはいいのかというのは思いました。もちろん質を担保していくとか、そういうことの中で、何らかの認証制度的なものは必要とは思っていますが、現行の登録制度とか相当施設の制度というのは、言うなれば、文化庁なり何なりが補助金のようなものを用意し、それに手を挙げるための1つの資格になっていると思うのです。それは公開承認制度もそのような意味があると思うのですが、いっそのこと、その資格はもう全部なくしてしまうということです。補助金とか振興策について、誰でも手を挙げてくださって構わないということができるかどうかという部分について伺いたいと思いました。

というのは、なぜこのように思ったかといえば、劇場・音楽堂等の方です。あちらは、公

立館もあります。公立館で指定管理がやっているところもありますし、それから、民間のいわゆる企業がやっている劇場等も手を挙げたりできるわけです。そういうことを考えていくとすると、数的にはもちろん博物館の方が圧倒的に多いのですが、手を挙げる資格をむしろなくしてしまうというのはあるのではないかと思いました。あえて無謀なことを試みることにしました。

以上です。

【浜田座長】 では、すみませんが、事務局からお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。端的に結論をまず申し上げますと、可能か不可能で言うと、当然可能でございます。不可能なことはありませんので。ただ、博物館法が形成された70年前とは随分社会事情が異なっておりますので、新たにこういう法律上の位置づけとして新たな枠組みをつくるというのは、非常にハードルが高くなっていると、規制改革の観点もありますし、地方自治の観点もありますし、そういう背景の変化は当然あります。

御指摘の劇場・音楽堂法は、議員立法という形で、政府がつくるものではなくて、その政府の言う規制改革だとか、地方分権であるとか、そういうものとは別の論議として議員さんがつくられた法律でございますけれども、ハードルの高さも問題かと思っております。登録制度をなくして新しい制度をつくるよりも、登録制度を時代に合わせて手直しの方が、より現実的な形で進めることができるのではないかというふうに考えております。

小林先生おっしゃったとおり、手を挙げる資格を設置者で区切るのではなくて、70年前とは状況が全く違うので、現代的な内容に見直していこうという方向は、御指摘の方向で進んでいるのかなと思っておりますけれども、手法として現実的な策を取るならば、登録制度の改正が最短ルートなのではないかと考えているということです。

【浜田座長】 ありがとうございます。

これに対して、小林委員から何かコメントはございますか。

【小林委員】 登録制度を変えていく形で、多くの人が参加できるようにするというか、手を挙げられるようにするというのは、いいと思います。もし登録制度それ自体をなくしたとしたら、それはそれで規制緩和だと思います。したがってそれに対して反対というのは、むしろないのではないかなと思えました。

ただ、私も、それで質を引き下げていこうということを言っているわけではありません。つまり、これからつくる新しい登録制度に手を挙げてくださいと言ったときに、どれぐらい

の博物館が今の登録制度とか相当施設というものの枠組みがなくて挙げてくるかを考えていかなければいけないのではないかと思います。それはどのようなメリットがあるかに連動します。最初からきっと煩雑だろうとか、やりにくいだろうというふうには考えない方がいいのではないかとすることはちょっと思ったということです。

以上です。

【稲畑補佐】 小林先生がおっしゃっているのは、なくしてしまって新しいものをまたつくるという意味ではなくて、なくしてしまう……。

【小林委員】 そうです。私が思ったのは、今ある登録制度とか相当施設制度とか、そういうようなものを全くなくしてしまい、誰でも振興策屋補助金に手を挙げることができる。ただ、今、活動している博物館の人たちが、博物館としてやっているということの質の認証は、何らかの形であった方がいいと思っています。この博物館振興施策のメリットを多くの博物館が享受するためにも、それに手を挙げるための規制はなくした方がいいのではないかなと思ったということです。

ただ、今までのお話の中で、動物園、植物園、水族館、プラネタリウムのお話とか、全然私も知らないことなどもありました。そういうものが博物館とデメリットを受けているところがあるという感じもしました。例えば、博物館法において博物館というものの館種をどれだけ抽象化するのか、あるいはそれが表すものとして具体的な名称になるか分かりませんが、羅列するという在り方はないのではないかと思います。今は事業と、こういう資料を扱っている博物館が博物館だと規定しています。例えば動物園、植物園、そういう名称の施設も博物館であるということがわかるように羅列するというのもあってもいいのかなと思ったということです。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいまの登録施設の基本的な御意見も出ましたが、そのほか委員の皆さんから、もし御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

では、佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 あまりまだ私も意見がまとまっていない部分もあるんですけども、いろいろ今日聞いていて、やっぱり博物館法制度で登録制度が、特に法人というか、公立ということも含めて法人というものに結構縛られてしまっているなというのが強く印象に残りました。法人としたというのは、結局、営利、非営利ということの判断根拠をそこに求めて

しまっているからになっているのかなという気がします。

ただ、営利なのか非営利なのかということは、例えば美術館の安田さんの方から伺った話と水族館協会の話の間でも大分意見が違っている部分もあると思うんですが、いわゆる営利、非営利というのを何で判断するのかというところの議論がまだちょっと共有されていないという気がします。

例えば、日本の非営利団体制度の代表的な話でいうと、いわゆる NPO 法ですよ。NPO 法というのは、収益を上げてはいけないとか、利益を上げてはいけないとかは何も書いていないんですよ。あれは出資者に対して利益が配分されてはいけないというふうに書いてあるだけで、上げた利益は事業に還元しなさい、公益のために使いなさいということが書かれている。そこで定義されているのが特定非営利活動法人ですよ。同じような考え方を博物館が ICOM の非営利という規定に関して考えるのであれば、利潤がある、ない、有償なのか無償なのかとかという判断軸とは全然別に、社会教育法であるとか博物館法の下での法が目的とする本来目的の事業なのか、目的外の事業なのかという区分もちゃんと認識していかなければいけないし、その上で、ちゃんとその利益というものがどう配分されるのか、どう使われているのかという、営利なのか非営利なのかの判断という 2 つ別の軸でいろいろ考えていかなければ、考えをちゃんと整理していかないと、この ICOM が規定している非営利という原則のものと、今回の法でどういうふうな方向で持っていくべきなのかという議論がうまく定まらないなというふうな印象を持ちました。多分そういう判断と、法人という制度というのは、必ずしも一致しないだろうというふうに思います。

渡部さんが提起されたような部門認証みたいなものも私は魅力には感じるんですけども、どういった設計ができていくのかというのは、今後、慎重な議論は要るだろうとは思いますが、その営利というものに関してどう考えるのかというのは、もう少し議論を深めるべきなんだろうなというふうに思いました。

以上、意見です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいまの御意見は、本当に博物館の定義に関わるところになるのかなと思いますが、非営利ということはどう考えるかということだったかと思いますが、これも含めまして、他の委員の皆さんから、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

では、塩瀬委員、お願ひします。

【塩瀬委員】 京都大学、塩瀬です。よろしくお願ひします。

私も先ほど佐久間さんがおっしゃった非営利の解釈というか、日本の中でのちゃんと位置づけを考える必要があるのかなというふうに思いまして、やっぱり日本だと、非営利というと、もうけないというか、少しも有償にせずに、無償にしてしまうというふうにすぐ誤解されてしまうところがあって、逆にどんどん無償化をしてしまっていて経営の首を絞めてしまうところもあると思います。しっかりと持続可能であることがすごく大事だと思いますので、非営利であり、かつ公益性があるというところをしっかりと主張することが大事なかなというふうに思います。結果として博物館的なものが持続しないと、大事な資料とかも守れなくなるので、そこが制度として、もう1回確認し直す必要があるかと思っています。株式会社だろうが何だろうが、その法人についてさきほど議論されていたような解釈ですが、その判断基準をどこに求めるのかというところをもっと博物館の運営形態にしっかりと求める必要があろうと思います。

もう1つ、先ほど小林委員もおっしゃっていた登録制度をいっそなくしてしまえばというご意見に関して私自身も結構近い考えです。先ほどからいろいろな協会のお話を聞いていても、認定基準を上げれば上げるほど登録してくださる館がやっば減りそうな雰囲気を感じたときに、ペーパーワークの量も当然ですが、今回の改定のそもそもの趣旨が、博物館を守り、増やすこと、その質を上げていくということだったはずで、そのもとの趣旨をもう1回とらまえたとき、先ほども例えばプラネタリウム協会さんのお話も伺うと、孤立してしまう館を助けるためにしっかりとネットワーク化されていく必要があるし、新しいことに対応していくアップデートと一緒に協力していくネットワークが必要だと思います。やはり今回の改正の一番の趣旨として、博物館を増やし、小さな博物館もみんな助けて全体の質を上げていくということにもっと向かうために何をすればいいか、ちゃんと議論していくべきだと思います。

この議論の中で、博物館という括りに入った方がうれしいのかうれしくないかを、さきほどお話くださった動物園水族館協会さん、プラネタリウム協会さんにお伺いさせていただきます。例えば、動物園、水族館の場合、動物や水族たちが博物館の資料の並びに入ると、うれしいことと、うれしくないことが、もしかしてあるのでしょうか。標本や資料は基本的になくなることはないはずなので、そう呼ばれることで守られることがあるのか、逆にデメリットを生じないのかが少し気になりました。また、プラネタリウムの場合は逆に資料がない、あるいはプラネタリウムそのものが1つの展示とおっしゃっていました。ここでも、博物館という枠組みに入った方がよいと思われることはありますでしょうか。もちろん現状

で大きくは入っているけれども、誤解されているとか、博物館だと思われていないとおっしゃっていましたが、その部分をもう少し言葉としていただけたら、何かそれを守るために一緒に考えられるのではないかと思います。

そういう意味で、動物園水族館協会の方とプラネタリウム協会の方に、博物館という枠組みの中で考えたときに懸念されるメリット、デメリットみたいなところをお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは、今、御指名がございましたので、まず日本動物園水族館協会からお願いいたします。

【日本動物園水族館協会（成島氏）】 御質問ありがとうございます。恐らくデメリットというのはあまりないと思います。要するに、今、植物園もそうだと思いますけれども、動物園、水族館が、どちらかという、レクリエーション施設という認識が非常に強いんです。今度の日曜日、お父さんやお母さんが子供を、あるいは祖父母が孫を連れて動物園水族館へ行こうかと言うと、「わあ、うれしい」、誰もSDGsとか、持続的な可能性を勉強するために動物園水族館に行こうかと思う人はまずいません。ところが、実際、我々は社会教育施設として、あるいはそれ以外にも、教育だけではなくて研究も含めていろいろな活動を行っているわけです。日本では、そういう活動をしているところが博物館という位置づけになるわけですから、庶民、一般の国民の方々が考える動物園、水族館に対するイメージと、博物館法の中で規定されていることに非常に乖離があると思うんです。そこを、我々も博物館の一員として、社会教育として、あるいは、更に地球環境を守って、これからの人類が種として持続していくために、そういう活動の一翼を担っているんだという意識を動物園、植物園の職員ももう少し持つとともに、国民の皆様にも持っていただくということで、博物館法の中でも位置づけていただいた方が良いという考えです。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、日本プラネタリウム協議会の方からお願いいたします。

【日本プラネタリウム協議会（渡部氏）】 プラネタリウムというのは、数え方によって日本では恐らく1,000とか1万とか10万とかプラネタリウムがあります。それは先ほど言いましたように、装置を買ってくればプラネタリウムになってしまうので、おもちゃ屋さんでもプラネタリウムが売っていますので、それを持ってきて、例えばホテルの一室、うちにプラネタリウムがありますよというふうに宣伝をしていたり、岩盤浴のところにプラネタ

リウムを置いているような施設とか、ゲームセンターにあったりもします。

ただ、もちろんそういう話ではなくて、自分たちが社会教育あるいは学校教育の支援等の教育学習支援活動をし、科学教育普及をしていこうというような意識があるところが、あなたは博物館の仲間ですよと言われたときに、これは基本的にデメリットはないと思います。

先ほど私のお話の中でも申し上げましたとおり、何の法的な後ろ盾もなく存在しているプラネタリウムというのが結構あるんです。当初はあったかもしれません。学校の支援のため、あるいは子供たちの悉皆学習のために、例えば京都などはそうですねけれども、全生徒が必ずプラネタリウムで学習をするんです。そういうような仕組みがあるところ、それを継続しているところはいいんですけれども、10年、20年、30年と続けているうちに、これは何のためにやるんだというふうにならざるを得ないときに、しっかりとした何らかのお墨つき、後ろ盾があつて、それを根拠にして、いろいろな事業を展開してというふうにしなないと、非常に不安定になってしまう。それはペーパーの方にも書きましたけれども、プラネタリウムよりもうちょっと小さい科学展示コーナーみたいなものが、例えば私の勤務する大阪近郊の都市とかにもあったんですけれども、いつの間にか消えていました。担当をよく知っていたんですけれども、なくされてしまったと。なぜかという、もちろん行財政が厳しい折ということもあったんですけれども、なぜこれを設置するのというふうに言われて、何ででしょうということになってしまった。そういったときに、これは博物館だからというふうなお墨つきがあるのは非常にありがたい。

今、コロナ禍で規制がかかっているんですけれども、この間もお話ししたんですけれども、実はプラネタリウムは映画館と並んで語られておりまして、映画館とプラネタリウムは同じように閉めるとか開けるとかというような形になってはいますが、これは全然実態に合っていないんです。まして1,000平米以上のプラネタリウムは世界にも存在しないんですけれども、そういうようなところもありますので、公立がほとんどだというのが一番基本にありますけれども、やはり行政からの映りという点でも、何らかの法の中で位置づけられているのは、非常に力が入って事業展開にも有利になると考えます。

以上です。

【浜田座長】 あと、今日は水族館、植物園協会の方もいらっしゃいますが、水族館協会ではいかがでしょうか。

【日本水族館協会（大山氏）】 こんにちは。水族館協会です。

まず、博物館であることのデメリットというのは、ほぼないと思います。もちろん認証さ

れる規定に合わせる、基準に合わせるための手順が非常に煩雑であるとか、お金がかかるとか、時間がかかるとか、そういうことであるかどうかというところも出てくるかとは思いますが、博物館自体に関して、博物館というカテゴリーに入ることにするデメリットというのは、私は特段感じませんし、また、博物館となることに関しては、考え方としては、水族館というのは非常に多様な施設がございまして、運営形態もやり方も考え方も非常に多様なんですけども、基本的には、たくさんの海の生き物、普通的水族館でも数百種類の生き物と、例えば数千から万に近いくらいの数の展示生物を展示していると思うんです。その中で、これらを展示物というふうに見ています。そして、展示生物の収集活動、購入することもありますけれども、収集活動や調査活動をする中では、実際に、例えばタイプ標本になるような新しい標本あるいは新種の可能性としての生物を手に入れて、それを標本として、新種として認定させるような手続を実際に通常の業務の中で行っているような水族館もたくさんあると思います。ですから、博物館的思想というのは、ちゃんと水族館の中にも存在して、ただ、施設として博物館になることがどれだけメリットがあるのか、ないのか、あるいは、水族館にやってくるお客様にとって、その施設が博物館であることに意味づけが持てるのか、持てないのかという部分の方が大きいのかなというのが私の印象です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

植物園協会からも御意見をいただけるでしょうか。

【日本植物園協会（中田氏）】 植物園の場合は、更に多様であって、博物館法の枠組みに入ることにについては、そもそも博物館法の定義からいって博物館になり得ないものがあると思います。調査研究を行っていないとか、非公開であるとか。そういった植物園に、その辺を改善といいますか、整備して博物館になれるというのは無理な話でして、そのような博物館として扱われないものも含めて、全体として植物園協会という枠組みの中で活動することのメリットの方が大きいと思います。例えば、植物の保全であるとか、教育普及であるとか。博物館法の定義に合致してしっかり博物館として活動している植物園については、博物館法の枠組みで、保護といいますか、活動できるようにしたいと思いますが、それに当てはまらないものを植物園協会から排除するということはあり得ません。多様性をどれだけ維持していくかということの方が大きいと思います。

実は、昭和40年代に公立博物館の設置及び運営に関する基準が検討された際に、植物園をどのように取り上げるかが討議されたという経緯があるそうです。そのときに、生物を取り扱う植物園の特異性や幾つかの基本的認識がかみ合わなくて、植物園協会は独自に植物

園の設置及び運営に関する基準を制定したというふうなことが記録に残っておりまして、実際にこの基準が現在も植物園の基準として、植物園の姿を現すものとして使われております。

そういうことですので、博物館法の中で植物園全てが動く、枠組みの中に全てが入るということは、今の現実では難しいと思われまます。博物館であるもの、ないものを含めた大きな多様性を含むものとして、やはり植物園はまとまっていく必要があると思っております。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

おおむねの線では博物館であることのデメリットは少ないようですが、植物園は若干事情が違うということが分かったかなと思います。

これらの御意見につきまして、塩瀬委員から何かございますか。

【塩瀬委員】 今教えていただいて、やはり博物館としての枠組みの中に皆さんと一緒に入るとするのは重要だというのは分かりました。しかし、その線の引き方によって、手前になるのか、皆さんに入っただけなのか、変わってきますので。今回の趣旨、みんなで力を合わせて増やしつつ質を上げていくというところから考えるとそういった多様な意見をもっと盛り込む必要があると考えます。標本として指定されると困る館種もあるかと思っていたんですが、そうでないのでしたら、本当にみなさんで力を合わせられたらいいですね。そうすると、先ほども植物園の方がおっしゃっていたように標本の収集、調査、研究が入ると定義から同じ枠組みでは難しい施設もあれば、社会教育やレクリエーションであれば同じ枠組みで捉えられることもあると考えます。そこをどう丁寧に、自分たちも博物館という枠組みで語りたいと思ってもらえるかというのが肝であると思っております。そこでもう一度、文言の順序も含めて、整理ができたらと思っております。

【浜田座長】 ありがとうございます。

そのほか、まだ御意見をもらっていない委員から、是非挙手をお願いしたいと思います。では、内田委員、どうぞ。

【内田委員】 皆様、御意見ありがとうございます。小林先生の御意見に少し近いんですけども、今日、皆様のお話をお聞きしていて、認証の審査をもしかしたら思い切って下げの方がよいのかなという気はしました。これは、認証そのものが、今日幾つかの館種の方からお聞きすると、認証そのものが施設を守ることに繋がっていく可能性もある種のお墨つきになるということなのであれば、そこは下げてもよいのかなと。ただし、逆に上げなけ

ればいけないかもしれないなど、上げるといいなと思ったのは、認証以外のメリット、インセンティブです。何か個別に例えば認証を持っているところが手を挙げたら、この助成金を得られるとか、そのプラスアルファのところに関して、少しハードルを上げて審査の基準を細かくするようにすると、それによって、ちょっと別な話になってしまうんですが、営利、非営利の問題のところにも少し解決の糸口が見えてくるような気がします。

というのは、株式会社か株式会社ではないかとか、そういう話でいうと、今日御発表いただいた水族館協会の大山様、間違っていたらすみません、御所属は株式会社ですよ。そうですね。そうすると、株式会社か株式会社ではないかという議論をしてしまうと、そこが外れていってしまう。それから、博物館、水族館の業務に特化した株式会社であればいいというふうにしてしまうと、今度は、また一方で、企業が、例えばオーナーが収集してきたものを何か美術館の中につくりました。これを一般の公開に寄与しています。完全に独立した法人、グループ内の法人にしているところもあれば、広報部の所属でやっていたりして、会計的に今はまだ分けられないみたいなのところもあると思うんですけれども、ここで防がなければいけないのは、メリットとして与えた例えば助成金みたいなものが会社の運転資金に回らないようにするとか、そういうようなところをしっかりとっておく。なので、インセンティブ、その認証以外の個別のインセンティブの審査を強化することで、ある程度、営利、非営利のところの問題の一部は解決するのではないかなというふうに思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

そのほかに各委員から御意見はございますか。

今、民間の博物館というお話が出ましたが、竹迫委員の館は、私立の美術館だと思いますので、御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【竹迫委員】 こんにちは。皆様、本当に貴重なお話を聞かせていただいてありがとうございます。

今日は多種多様な施設のお話をお聞ききして、本当にもっともっとこの博物館法というのが幅広くきめ細やかに話し合われていかなければいけないものなのだとすることを再認識しました。

私は、さきに送っていただいた資料の中で、日本水族館協会の方のレポートに書かれていました「非営利」ということをどう捉えていくのかということ、改めてきちんと考えないといけないと感じています。これは、佐久間委員や塩瀬委員がおっしゃっていることと重な

るんですけれども、収入も得ないでやっていけとけとられかねない「非営利」ということが独り歩きしないで、きちんと客観的に博物館法の中で、もしくは様々な団体の中で、非営利活動というのはどういうものなのかというのを、もう 1 回きちんと踏まえた上で対象を考えていかないといけない。その辺りは丁寧な論議が必要だと思いました。

全ての博物館の質の向上と、それを持続させていくための博物館法の改定であり、そのための論議であるという、このワーキンググループ、審議会の目的にもう 1 回立ち返ることに繋がる皆さんのお話で、大変ありがたかったです。

また、片側で小林委員のおっしゃるように、斬新に発想していくということ、柔軟に考えていくことも大切だと思いました。そうでないと、より固くしていくことは割と簡単なのかもしれません。今日の現実の中で本来の趣旨にかなう改正になるのかということを見失わないで論議を進めていく必要があるのだと感じています。

漠然とした話ですみません。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

どの方も博物館は営利を目的としないというところは共通認識をお持ちだと思いますが、やはり課題となるのは、何をもちて非営利と考えるかという点なのかなというように感じております。

この点について、今回、各団体からお出しいただいた意見書を見ますと、やはり美術館と、動物園や水族館とでちょっと考え方が違うかなという認識を持ったわけですが、その点につきまして、もう 1 回、全国美術館会議の方から御意見をいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全国美術館会議（安田氏）】 営利、非営利の考え方といいますと、まず、美術館が取り扱う美術品が、大変高額な取引の対象になっているということ。なおかつ、一般に美術の売買の市場が形成されていてにぎわっているということ。ですので、美術の世界というのは、我々美術館、作品を作るアーティスト、アーティストを世に送り出す美術商、そしてその作品を見て買うコレクターがあるわけですが、美術館というのは、まず作品を売らない。買うことはしますけれども、原則として売らない。そこが違うかなということが 1 つと、もちろん美術館の運転資金、必要経費を賄うために入場料を設定する。そのこと自体は、非営利目的のことなので全然いいとは思いません。さっき佐久間さん、NPO のことをおっしゃいましたが、公益財団法人、それから一般財団法人、それぞれ根拠となる法律は別なんですけれども、美術館は公益財団法人が多いんです。公益財団法人の場合は、公益事

業と収益事業と 2 つに分けられていて、例えば収益事業である程度売上げを上げるのはいいけれども、その上限が定められていたりする。美術館の場合ですと、収益部門はミュージアムショップ、カフェ、レストランといった附帯施設、改革前の財団法人制度だと、そちらの方の売上げで美術館の経営にある程度お金を回していた私立の美術館も多いんですけども、今の公益法人制度だと、そちらの方は収益事業とみなされて、いろいろ縛りがかかっている。営利、非営利の考え方も、株式会社でやっている場合の考え方と、財団法人が法的な縛りの中でやっている場合とで、またちょっとニュアンスが違うと思うので、本当に一般論としてはなかなか言いにくいんですけども、ちょっとこれ、お答えになっていますかね。

以上です。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

ちょうど今、委員の中に財団の事務局の方がいらっしゃいますが、佐々木委員からもまだ御意見を頂いておりませんので、お願いできたらと思います。

【佐々木座長代理】 ありがとうございます。今日、館種別の皆さんから、どう捉えていかというところの現状をつぶさに伺って、非常に勉強になりました。ありがとうございます。

公益性ということ、非営利性ということ、ミュージアムでどう捉えるか、洗い直して、何をもって営利で、公益性に相反する営利性というのは何かということ突き詰めて考えて、それを防ぐような解釈と言うんでしょうか、こういうことであれば、問題になる営利性は認められず、公益性もあるということ、かなり詳細に議論する必要はあるなと思いました。

また、美術館等で懸念されているところの営利性も、安田さんから少し提示をされましたけれども、もっと突っ込んで聞いて、きっと生々しい話とか、あまり公に言いにくい話もあると思いますので、そこはよくよく伺って、ああ、なるほど、そういうことかというのは、腑に落ちる必要があるのかなと。

逆に言うと、水族館等で株式会社でやっているけれども、非常に公益性が高くて、これはもう間違いなく立派なミュージアムだというのはあるわけです。そこが懸念される状態になっていないことをどう証明していくのか、つぶさに議論する必要があると感じました。

あと、学芸員のところは今日は基本的に議論しないという話ですが、プラネタリウムに関してちょっと伺っておきたかったのが、プラネの関係者と、学芸員資格との関係性です。科

学館に併設されているということであれば資格を持っている方が多いんだと思うんですけども、例えば、先ほど動物園、水族館、植物園だと、学芸員資格と施設の専門的な職員と連動していないというお話でしたので、プラネはどうかと思ったので、追加質問ですみませんが、お答えいただければと思います。

【日本プラネタリウム協議会（渡部氏）】 直近の資料が最近間違っていることに気がつきまして整理し直したんですけども、プラネタリウムの従事者のうち、2016年のデータなのでちょっと古いんですが、非常勤ふくめて大体2割強ぐらいの人が学芸員資格を有しています。それから、学校教員籍からプラネタリウムに派遣されている人というのは当時はかなり多かったので、学校教員の資格を持っている、あるいは、もともと現職の教員だったということと併せて、やっぱり3割強が学校教員。もちろん重なっています。あと、社主、社会教育主事の資格を持っている人も、公民館などに設置されている関係がありまして、3%程度ですけども、それなりの数があります。

昨今は、プラネタリウムの特に大きな施設の職員を募集するときに、学芸員資格があることが望ましい、あるいは学芸員資格が有利といったような表記をよく見かけておりますので、そういった意識はかなりあると思っています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

佐々木委員、よろしいでしょうか。

【佐々木座長代理】 はい、ありがとうございました。

【浜田座長】 それでは、まだ御意見を頂いていない方どうぞ。

では、原委員、審査を長くやっていらっしゃると思いますが、よろしく願いいたします。

【原委員】 とても難しい話だなと思って聞いておりました。特に東京には多彩なプラネタリウムさん、それから動物園、水族館も非常に、私ども東京都が持っている動物園、植物園というか、同僚の方々が何人かお顔が見えて、お会いしていることもある方々が見えていたので、いや、難しいなと思っていた次第です。

というのも、やっぱり植物園もどうやら花屋さんからちょっと毛が生えたような植物園も民間にいっぱいあるし、それが種の保存を考えてくれているとは全然思えないななどと思いついて聞いておりました。確かにそういうことを抱えている植物園協会さんも非常に大変だろうなと思っていた次第です。

特に昨今は、私、世界遺産に携わっているものですから、動植物の外来種対策に関しても

気になります。非常に施設側のポリシーの御理解、違いというか、外来種対策に関する認識というものがちょっと違っていらっしゃる方々もいらっしゃるように思います。例をあげれば、東京、小笠原等々、いつも物資が、物が動くところでは、外来種対策をしつつ、その業務を阻害しないように、物を動かす方法を検討する仕事があります。その立場の中で考えると、やっぱりある程度、博物館というものをもっと幅広く捉えて、みんなで博物館になろうと思っていただけるような制度が必要かなと個人的には思いました。

一方で、先ほどちょっとお話のあった大山様の話でしょうか、アメリカの方にも認証制度があって、結構なチームを組んで、1週間ばかり館に滞在して、洗いざらい博物館の活動を見ていくなどという仕事ぶりというんですか、システムぶりを聞いていくと、そういうやり方をすると、現場の方は結構大変だろうなと思いました。

というのも、世界遺産登録のことを例に考えると、地域にある文化財、そして区市町村指定の文化財として、国指定、特に自然系の世界遺産はさらにその上にあるものと位置づけられるとIUCNは説明しているんです。その中で、そういう世界遺産になったものに対して、言い換えればナショナルパークというものには何が求められるかという、やはりそのありよう、マネジメントからその活動までを、どうあるべきかということを調査研究して、それをきちんと自治体ないし日本国政府がしっかりとバックアップして、その成果を社会に還元するような行動規範を持ってほしいということ、世界遺産の登録のときに、IUCNがフランクに話されて、我々は大変な責務を負ってしまったなと当時思った記憶がございます。

博物館の中にも幅広くという意見と同時に、私は、博物館が社会においてどうあるべきなのかということ、いつも考える集団があつていいのではないのかなと思って聞いていました。それが、先ほど山田様がおっしゃったような、第三者機関の調査員が来て、その調査員が考えて、逆に博物館の主体者にディスカッションしていく、あるいはディベートしていくという仕組みで底上げしていくのか、あるいはこういった登録制度は持っていったらいいのか。その辺がちょっと考えどころかな。私も博物館登録行政をやっている立場から考えれば、ひょっとしたら、この権限を手放して、もう皆様の手に委ねた方がいいのかな、あるいはそういう調査研究機関を持っていただいて、その人たちが全国に日本イコモスとか、それと同じような全国に博物館を研究する調査機関という制度を持って、各自治体の博物館というものを調査して研究していく、どう社会にあるべきなのか、どう国際的に寄与していくべきなのかということ、小林様がおっしゃっていたり、あるいはどなたかがおつ

しゃっていたんですけれども、スター制度、五つ星博物館だ、三つ星だよというふうにしていくというのも、博物館を大きく広げていく意味ではそういう制度の方がいいのかもしれないな、一からもう一度考えた方がよさそうだなというふうに思いました。そのインセンティブという意味でも、それから博物館が将来に対してより発展的に活動できるような、そういう我々の調査研究も必要なのではないかなということ、ちょっと今、肝に銘じたという次第でございます。

すみません、取り留めもなく。よろしくをお願いします。

【浜田座長】 ありがとうございます。

半田委員から挙手がありましたので、お願いいたします。

【半田委員】 すみません。今日、御発表いただいた方、改めて御礼申し上げます。日博協のシンポジウム以来のこととはいえ、短時間におまとめいただきまして、大変勉強させていただきました。

1つ、お話を聞いていて思ったのは、やはり博物館というのは、このコロナ禍の状況の中においても社会基盤であるという認識の下に、では、その社会基盤としての博物館というのは、社会的にどういう機能を果たしている施設であるのかという前提の下に物事を考えていくと、名称独占の制度もない中で社会基盤であると認められた博物館がしっかりと社会的な役割を果たしていく仕組みを考えていく上では、やはり何らかの登録制度、認証制度は必要だという前提で、部会もワーキングも議論を続けてきていると理解しています。

そうした状況において、小林さんや塩瀬さん、内田さんもおっしゃったように、その基準をどうするかという課題については、技術的にこれから館種ごとの状況もお聞きしながら考えていかなくはない検討課題であると思うんですけれども、それをなくしてしまった方がいいのかどうかという議論は、ブレストのテーマとしてはいいかもしれませんが、今のこの審議経過報告に対する意見を言う場で、ワーキングで検討する視点では、ちょっと違うかなという感想を持ちました。

その中で、こうした制度をきちんとつくっていくためには、博物館もそれぞれ規模の大小、設置者、いろいろありますけれども、与えられた役割を果たしていくための運営基盤を整えていかなければ事業ができないということは全てに共通しているところで、では、そのベーシックインカムを含む経営資源を確保する基準を法律でどう規定すればいいのかという議論だと思うので、今日のお話を聞いて、これからワーキング、部会を含めて、やはり定義を早急に検討していくという必要性があるなと思います。

お話の中に、水族館、植物園、動物園等を博物館とみなすというお話もあったんですけども、それはみなすのではなくて、もともと博物館ですから、博物館の種類の中に入っているわけで、そうした施設を博物館としてみなせるかどうかを検討しているわけではないので、その辺は共通理解としてしっかり認識して今後の検討に当たっていくべきではないかと思いました。

ということで、今日のいろいろ、また続きますけれども、館種ごとの組織の状況も踏まえながら、急ぐべき議論を進めていった方がいい状況かなと思った次第です。

以上です。

【浜田座長】 まとめ的な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

今、佐久間委員、手が挙がりましたでしょうか。

【佐久間委員】 時間が許すのであれば一言だけ。今の半田委員の意見に基本的に賛成です。本当に博物館の定義の話の中で、今日の話はかなり包含できていくようなことだとは思っています。その上で、どういうふうに事業として博物館を支えていくのかというところで、やはり登録制度は必要だという認識の下でこの議論はずっと進めていっている話なので、将来的な博物館のよりよいやり方、原委員から提案があったようなことというのは、僕も非常に魅力的に思います。ただ、ステップワイズにいくためには、今、現状無理のない制度というのをどういうふうにまずつくっていくのかというところに、当面我々は注力すべきかなというふうに思いました。まずは定義の議論かなと思います。

【浜田座長】 ありがとうございます。

すみません。最後になってしまいましたが、オブザーバーの栗原さんからコメントをいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。一言だけ。

基本的に半田委員の御意見に賛成ということをまず申し上げます。

それから、議論になっています非営利、営利の話ですけども、事実関係だけ言っておきますと、ICOMについては、確かにICOMのいわゆる定義と申しますか、ICOM規約の中には非営利機関であるというふうに書いているんですが、一方で、ICOM会員になるための条件としては、例えば株式会社立の博物館だったら会員になれないということはないんです。会員になること自体は、そこは柔軟にやっていて、ただし、いわゆる古美術商、骨董屋、オークション会社、特に絵画の売買をやっているようなところは絶対に会員になれないということになっています。したがって、そういうところは当然博物館とはみなさないというふ

うに ICOM が決めていますので、株式会社とかの民間、民営の博物館についてどうするかというのは、結局どこまで営利か非営利かと考えることになってくるんですが、究極的には、主に税制優遇措置をどうするかという話になってくるので、財務省がそれをどう取り扱うかということになると思うんです。

今、公益法人制度ができたので、ほとんど意味がなくなっていますが、特定公益増進法人制度というのがあって、では、私立博物館がどうすれば特増法人になれるかというのと、わざわざ平成9年に文部科学省が告示を定めているわけなんです。「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」という、名前だけ読んでいけばよく分からないのですが、この基準をわざわざつくって、この基準を満たせば特増法人になれるよというふうな仕組みをつくった。だから、この非営利、営利の話というのは、こういったワーキングで議論してもいいんですが、まずはそれを財務省がどう考えるのかという根本的なところを確認しないと、あまり意味のない議論になっていくかもしれない。その辺のところを文化庁さんに是非当たりをつけてもらって、どうすれば、例えば株式会社であったとしても登録博物館なり認証博物館になれるのかというようなちょっと詰めた議論を今後やっていく必要があると思います。

【浜田座長】 ありがとうございました。

今日の論議を通しまして、やはり定義づけから、博物館とは何かということをやはりワーキンググループとしても再確認しなければいけないのかなというふうに思いました。

また、各団体からも御意見ありますが、登録もしくは認証したときのメリットがいかなるものになるかということも大きなポイントになると思いますので、これは各省庁との調整が必要になると思いますので、事務局と調整を進めていく形を取っていかれたらと思います。

それから、今日は、残念ながら全国歴史民俗系博物館協議会から直接の御報告をいただけなかったわけですが、日本の博物館数としては、歴史民俗系が一番多いわけです。ですから、歴民協におかれましては、小規模館の意見の吸い上げを、是非積極的に進めてもらえるといいのかなと思いますので、その辺は事務局から歴民協の方へお伝えいただけたら幸いです。

それでは、まだいろいろ御意見があると思いますが、本日はおおむね時間に達してしまいました。時間となりましたので、本日の論議は以上したいと思います。

委員の皆様におかれましては、これまで同様に、次回のワーキンググループまでに今日の

論議をもう 1 回振り返っていただきまして、御意見のある方は、随時事務局にメール等で御連絡を頂きたいというふうに思います。

最後に、事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局です。今回は、来週 11 日水曜日の同じ時間、10 時から 12 時まででお時間を頂いておりまして、ヒアリングの後半をさせていただきたいというふうに考えております。

今日の議論は、委員の皆さんに御指摘いただいたとおり、定義と審査基準がどうなるのかという議論で具体的に深めていく話だったと理解しております。遅くならない段階で、また日程調整させていただきますので、まだ議論が熱いうちに次の会合を設定させていただきたいと思っております。

以上です。

【浜田座長】 それでは、これで第 6 回のワーキンググループを閉会いたします。本日は、お忙しい中、皆さん御出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —